

徳島県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 一 土地改良区の名称
八幡土地改良区
- 二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	湯浅 壽 廣	阿南市那賀川町八幡池田四六